

## 原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた関西電力株式会社美浜発電所核物質防護規定の変更認可申請に対する審査結果の案の取りまとめ

令和6年1月10日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、以下の4つの事項の了承について諮るものである。

- ・核物質防護規定の変更認可申請に関する審査結果の案の取りまとめ
- ・国家公安委員会及び海上保安庁長官への意見聴取の専決処理
- ・意見聴取の結果を踏まえた認可の専決処理による実施方針
- ・他の事業所からの申請に関する審査方針

### 2. 経緯

原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正については、令和3年3月30日以降9回にわたり原子力規制委員会における審議がなされ、令和4年3月30日に了承された。当該改正を踏まえ、経過措置の期限と示した令和5年4月1日までに実用発電用原子炉施設及び再処理施設の全18事業所から核物質防護規定の変更認可申請が提出された。

### 3. 審査結果の案の取りまとめ（委員会了承事項）（案）

令和5年3月24日に関西電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の27第1項の規定に基づき、原子力施設の情報システムセキュリティ対策に関する審査基準等の改正（令和4年3月30日改正）を踏まえた美浜発電所核物質防護規定変更認可申請書が提出された。また、令和5年11月30日に同社から同申請書の補正が提出された。

本申請について審査を進め、原子炉等規制法第43条の3の27第2項において準用する同法第12条の2第2項に定める特定核燃料物質の防護上十分でないと認めるときに該当しないことを確認し、本申請における変更内容がセーフティに悪影響を及ぼさないことを確認したことから、別紙1のとおり審査結果の案を取りまとめることを了承いただきたい。

### 4. 国家公安委員会及び海上保安庁への意見聴取の専決処理（委員会了承事項）（案）

原子炉等規制法第72条第1項の規定に基づき、別紙2のとおり国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴くことについて、原子力規制委員会行政文書管理要領第

24条に基づく専決処理<sup>※1</sup>により実施することを了承いただきたい。

#### **5. 意見聴取の結果を踏まえた認可（委員会了承事項）（案）**

国家公安委員会及び海上保安庁長官への意見聴取の結果、意見がなかった場合、原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定に基づく本申請に対する認可を専決処理<sup>※2</sup>により実施する方針を了承いただきたい。

#### **6. 他の事業所からの申請に関する審査方針（委員会了承事項）（案）**

原子力施設の情報システムセキュリティ対策に関する審査基準等の改正を踏まえた核物質防護規定の変更認可申請については、美浜発電所を含め実用発電用原子炉施設及び再処理施設からも、同一の変更理由により核物質防護規定の変更認可申請がなされている。

他の事業所から申請を受けた同一の変更理由による核物質防護規定の変更認可申請については、関西電力株式会社美浜発電所における審査結果の案と同様に、審査基準及び原子力規制委員会で審議した審査基準の改訂方針等を踏まえ、原子力規制庁において審査結果の案をとりまとめ、専決処理<sup>※3</sup>により実施する方針を了承いただきたい。

別紙1、別紙2、参考1から参考3までについては、核物質防護秘密に該当するため、非公開とする。

#### **[附属資料一覧]**

- 別紙1 関西電力株式会社美浜発電所核物質防護規定の変更に関する審査結果：意見聴取（案）【非公開】
- 別紙2 関西電力株式会社美浜発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について（案）【非公開】
- 参考1 関西電力株式会社美浜発電所 情報システムネットワーク構成の概要【非公開】
- 参考2 原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた関西電力美浜発電所核物質防護規定の変更認可申請に対する審査の概要【非公開】
- 参考3 関西電力株式会社美浜発電所核物質防護規定の変更認可申請におけるセキュリティへの影響等の確認結果【非公開】
- 参考4 参照条文
- 参考5 情報システムセキュリティ対策

※1 原子力規制委員会行政文書管理要領別表第3（1）事項番号157の規定に基づく長官の専決処理

※2 原子力規制委員会行政文書管理要領別表第3（1）事項番号49の規定に基づく長官の専決処理

※3 原子力規制委員会行政文書管理要領別表第3（1）事項番号49及び157の規定に基づく長官の専決処理

## 参照条文

**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）**  
(昭和三十三年法律第百六十六号)

(核物質防護規定)

- 第十二条の二** 製錬事業者は、第十一条の二第一項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 原子力規制委員会は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。
- 3 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、製錬事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。
- 4 製錬事業者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

**第四十三条の三の二十二** (略)

- 2 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

(核物質防護規定)

- 第四十三条の三の二十七** 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の二十七第一項」と、同条第三項及び第四項中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

(国家公安委員会等との関係)

- 第七十二条** 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項、第五十七条の二第一項又は第六十四条の三第一項若しくは第二項（これらの規定のうち特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。）の認可をする場合においては、政令で定めるところにより、あらかじめ国家公安委員会

又は海上保安庁長官の意見を聴かなければならない。

2～5 (略)

**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（抄）**  
**（昭和三十二年政令第三百二十四号）**

（国家公安委員会等との関係）

**第六十三条** 法第七十二条第一項の規定により原子力規制委員会が意見を聴かなければならない者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

一、二 (略)	
三 発電用原子炉のうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る核物質防護規定について法第四十三条の三の二十七第一項の認可をする場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
四～七 (略)	

原子力規制委員会行政文書管理要領【原規総発第 120919005 号】(抄)

(専決処理)

第 24 条 別表第 2 から第 5 に掲げる専決事項に該当する決裁文書は、委員会行政文書管理規則及び要領の改正(軽易なものを除く。)及び廃止並びに事の異例に属するものを除き、同表の専決者欄に掲げる者が専決処理することができる。この場合には、同表の合議者欄に掲げる者に合議しなければならない。

別表第 3 (原子力規制法令)

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号) 関係

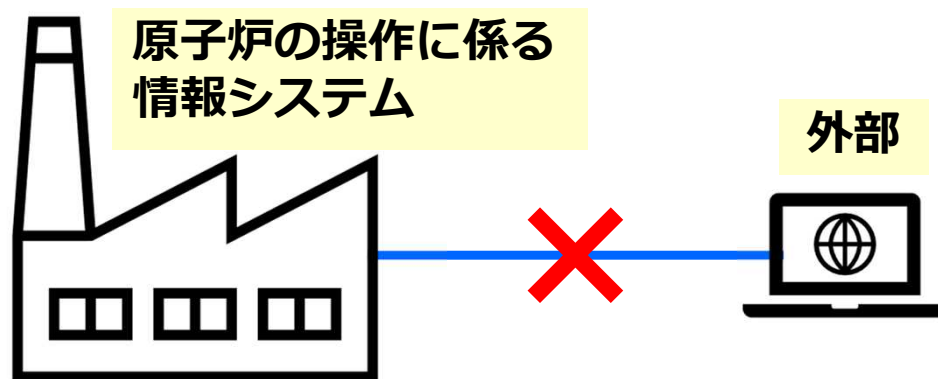
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
49	部門(官房安全規制管理官に係るものに限る。)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第 43 条の 3 の 27 第 1 項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第 72 条第 1 項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	長官		要
157	部門(官房安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第 72 条第 1 項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	長官		要

## 原子力規制委員会規則

(例) 実用炉規則第91条第2項の下記各号で、防護措置の実施を求めている。

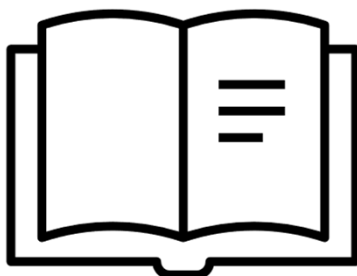
### ● 具体的な規制要求と防護措置の例

#### (1) 情報システムに対する外部からのアクセス遮断 (第18号)



- ・ 原子炉の操作に係る情報システムと外部との通信回線を遮断する。

#### (2) 情報システムセキュリティ計画の作成 (第19号)



- ・ 情報システムに対する妨害破壊行為等の防止対策や事案発生時に迅速かつ確実に復旧する対応等を定めた計画を作成する。